

# 住宅に関する補助制度のご案内



## 「転入者住宅取得補助制度」について

若い方を日光市に呼び込み、市内の活力を高めることを目的として、住宅取得費の一部を補助します。なお、申請できるのは転入日から1年間です。その他要件がありますので、お問い合わせください。

### 補助対象者(次の全てを満たす方)

- 日光市に転入した日に45歳以下の方または世帯員に18歳以下の子がいる方で、転入した日から過去2年間、日光市に住民登録が無い方
- 自分が住むために住宅を取得し、その住宅に5年以上住み続ける方
- 申請時に、市区町村税などを滞納していない方
- 取得した住宅の所有権を2分の1以上有する方

### 補助対象住宅(次の全てを満たす住宅)

- 新たに取得した住宅で、実際に申請者が住むための住宅
- 建築基準法(昭和25年法律第201号)などの関係法令に適合している住宅

※その他の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください

**補助金額** 基本額…30万円／市内業者(要件有)から住宅を購入などした場合…基本額に20万円加算／  
高齢者の孤立防止に該当する場合…基本額に10万円加算

**補助期間** 平成31年3月31日まで

※平成30年度より対象者の要件が拡大しています

※申請者の年齢が45歳を超えている場合でも、転入時点で世帯員に18歳以下の子がいる場合は対象となります



## 「住宅リフォーム等助成制度」について

皆さんの住環境の向上と市内の住宅関連産業の活性化に助成金が活用できます。上限額に達するまでは、何度でも活用できるようになりました。

**対象者** 市内に居住し、所有する住宅(親または子が所有し自らが居住する住宅を含む)または、空き家バンク登録住宅のリフォーム工事を行う方で、市税などを滞納していない方

※空き家バンクは、売買または賃貸借契約を済ませた方が対象です

**対象住宅** 現在住んでいる市内の住宅で、建築後5年を経過しているもの、または、空き家バンクに登録された住宅

※空き家バンク登録住宅以外の賃貸住宅は対象になりません

**対象工事** 市に登録されている市内業者によるリフォームなどの工事で、工事費(※)が10万円以上(消費税を含む)のもの

**助成金額** リフォームなどの工事費の10%(千円未満切り捨て)かつ上限額の範囲内

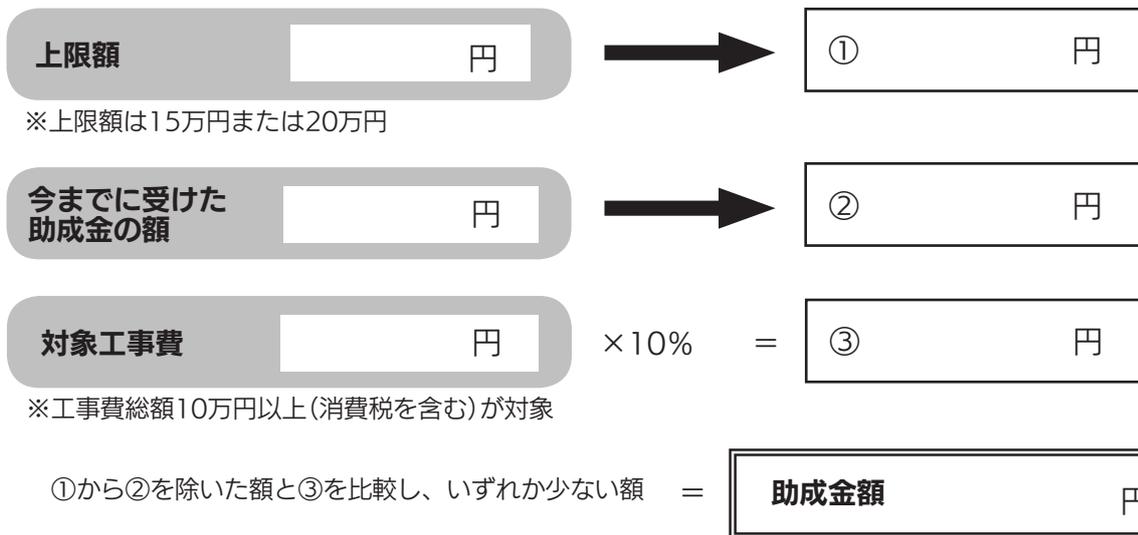
**助成回数** 上限額に達するまで何度でも助成を受けられます

**上限額** (a)15万円 一般世帯と空き家バンク利用世帯

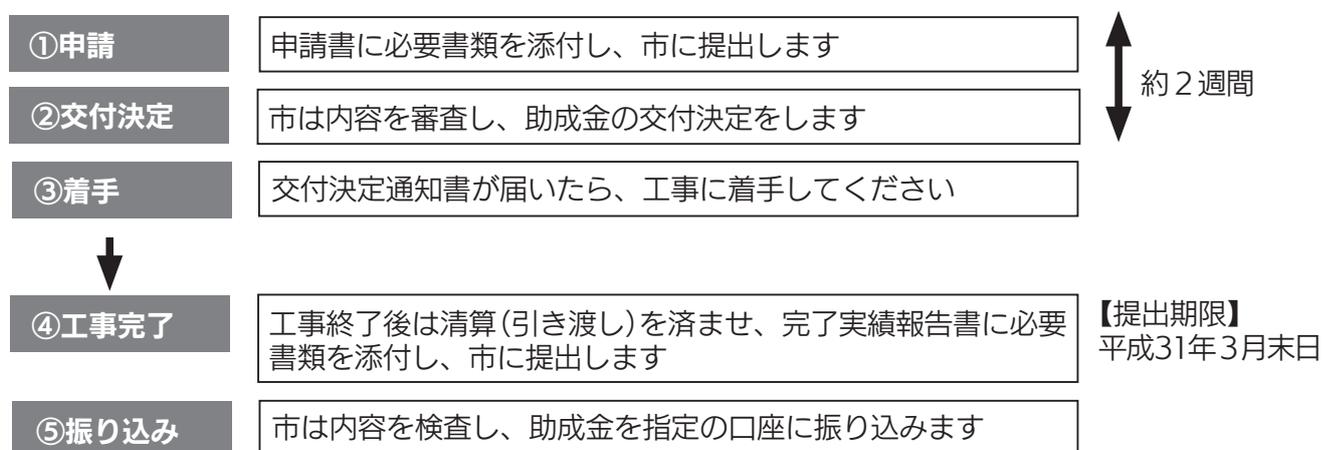
(b)20万円 三世帯同居世帯 高齢者同居世帯(親、子、孫などの三世帯や75歳以上高齢者と二世帯以上で一緒に住んでいる方(予定を含む))

(※)…施工業者が2社以上になる場合は各々の見積書の合計額。ただし、申請時に工事未着手(契約を含む)のものに限りです

## 助成金額の計算



## 手続きの流れ



## 留意事項

- 既に工事に着手(契約を含む)や完了しているものは対象になりません
- 申請した年度末(閉庁日、閉庁時間を除く)までに完了実績報告書の提出が必要です

## 市と住宅金融支援機構が連携しています

市の住宅関連補助と住宅ローン【フラット35】の借入金利の引き下げ(5年間、年▲0.25%)がセットで受けられます。事前に住宅金融支援機構へご相談ください。

住宅関連補助	住宅ローン【フラット35】
転入者住宅取得補助金	住宅ローン【フラット35】地域活性化型 ・市外から市内に転入 ・その他、市補助金の要件に適合
住宅リフォーム等助成金	住宅ローン【フラット35】子育て支援型 ・親、子および孫(18歳未満)の三世代で同居 ・住宅の床面積70㎡以上(集合住宅の場合は50㎡以上)の中古住宅の購入およびリフォーム工事(解体を除く) ・その他、市助成金の要件に適合

住宅ローン【フラット35】の問合せ先…住宅金融支援機構(お客さまコールセンター) ☎0120-0860-35

